

農用地利用計画変更申出書（除外）添付書類

■ 必 須 書 類		
☐ 農用地利用計画変更申出書	市HP参照	除外の必要性については、「別紙のとおり」とし、理由書にて詳細に記載すること。
☐ 理由書(津島市長宛)	任意様式	申出者の自己紹介、事業の必要性、経緯等を具体的に記載すること。とくに申出が不要不急の用途でないことがわかるように記載すること。
☐ 申出地位置図	任意様式	1/2,500 程度の住宅地図等に申出書を図示したもの。周辺の青地の状況を斜線で示し、関係施設についても図中にあれば記入すること。
☐ 土地の選定理由書	任意様式	青地以外の土地選定が前提。申出地を選定した理由を明記すること。各筆に青地・白地・市街化の区分、事業ができない理由を明記すること。
☐ 土地の選定理由書の地図	任意様式	1/2,500 程度の住宅地図等に土地選定の対象地を図示したもの。周辺の青地の状況、関係施設等も可能な範囲で記入すること。
☐ 土地利用図	任意様式	申出地の利用状況がわかる平面図。建築物や資材、駐車場、外壁等の配置を寸法付きで詳細に記入すること。建築物がある場合は立体図も必要。
☐ 取水・排水計画図	任意様式	取水予定経路、排水予定経路を矢印で記入したもの。土地利用図に併記してもよい。 ※市道の法面は市が管理する土地です。勝手に埋め立てることはできません。必ず事前に市の道路管理者へ相談してください。また、国道・県道・その他道路は各管理者へ相談してください。道路からの乗り入れ口として法面を埋めてしまうと、道路の排水機能に影響が出るため、農地転用者側で側溝等を設ける必要があります。排水計画図には、その協議内容がわかる記載をしてください。
☐ 土地登記事項証明書	法務局	申出地について最新の状況が記載されているもの。1部は写しでもよい。
☐ 公図の写し	法務局	申出地について最新の状況が記載されているもの。隣地の地目を記入すること。
☐ 関係土地改良区の同意書	各土地改良区	日光川以東では神守土地改良区、津島市西部では向島土地改良区に区域内か確認すること。 1部は写しでもよい。
☐ 必 須 書 類 で は な い が 可 能 な 範 囲 で 用 意		
☐ 地権者同意書	任意様式	申出者が本人の場合不要。
☐ 隣接地承諾書	任意様式	隣地が農地以外の場合は不要。

□ 申請地が土地区画整理事業の施行地になっている場合		
☐ 換地証明書及び仮換地図	事業主体	事業主体に確認し用意すること。
□ 申 出 者 が 法 人 の 場 合		
☐ 法人登記事項証明書	法務局	除外申出に係る事業内容と業務目的が一致すること。
☐ 定款、規約(原本証明)の写し	法人	最新の状況が記載されているもの。
☐ 決算書又は貸借対照表の写し	法人	最新の状況が記載されているもの。
☐ 事業計画書	任意様式	農地転用許可申請時に提出するものと同様のもの。他の書類と内容が一致すること。
☐ 法人のパンフレット等	法人	工場や施設の建設を目的とする場合。 申出地で行う事業の内容がわかるもの。
□ 自 己 用 住 宅 及 び 分 家 住 宅 の 建 築 を 目 的 と す る 場 合		
☐ 固定資産台帳名寄帳	課税課	申出者及び土地所有者のもの。申出地以外に土地がある場合は土地の選定理由書に記載すること。
□ 申 出 地 を 農 家 住 宅 等 の た め に 利 用 す る 場 合		
☐ 農地基本台帳(農業用)	農業委員会	1,000 m ² 以上の農地を自ら耕作しているとわかるもの。
□ 申 出 地 を 店 舗 ・ 工 場 と し て 利 用 す る 場 合		
☐ 事業の規模決定に係る書類	任意様式	従業員予定数や来客予定数、製造予定量など事業の規模決定の経緯がわかるもの。
☐ 他の事業利用地の状況がわかる図面。	任意様式	他に工場や事務所がある場合、その位置や規模、現在の利用状況がわかるもの。
□ 申 請 地 を 駐 車 場 ・ 資 材 置 場 と し て 利 用 す る 場 合		
☐ 必要面積検討表	任意様式	農地転用許可申請時に提出するものと同様のもの。必要面積に対し、申出地の規模が適正であること。他に事業利用地があれば併記し、申出面積は必要最低限とすること。
☐ 他の事業利用地の位置図	任意様式	1/2,500 程度の住宅地図等に図示したもの。必要面積検討表の内容と一致すること。
☐ 他の事業利用地の利用図	任意様式	必要面積検討表の内容と一致すること。
□ 申 出 地 に 太 陽 光 発 電 設 備 を 設 置 す る 場 合		
☐ 中部経済産業局認定通知書の写し	中部経済産業局	設備認定申請書や認定申請情報のプリントアウトでも可。
中部電力との売電契約に関する相談の経過をまとめた書面	中部電力株式会社	売電契約書や系統連系申込書兼電力販売申込書、接続兼用申込書など。

- ▽ 部数は正副2部提出してください。
- ▽ 添付書類は、図面等以外はできる限りA4サイズに統一してください。
- ▽ 地域計画変更申出書の添付書類についても別途必要となります。
- ▽ 農地転用許可申請書の添付書類に関しても後日必要となりますので、確認の上で申出を行ってください。
- ▽ 代理人による申請の場合は別途委任状が必要です。
- ▽ その他必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

関 係 土 地 改 良 区 連 絡 先

☐ 神守土地改良区	24-1545	海部東農業協同組合	神守支店1階
☐ 向島土地改良区	24-1111	津島市役所4階	都市整備課内

注 意 事 項

- ・ 地域計画区域の農地は、農振除外することができません。農振除外を予定している場合は、先に地域計画の変更が必要です。
- ・ 申出に不備があると他の申出者にも影響が出ます。必ず事前に相談(申出地・事業計画・選定理由がわかる書類を持参)してください。
また、必ず関係機関との事前調整も行ってください。関係機関において、見込みなしと判断された案件は受け付けできません。

(関係機関)

- ☐ 農業委員会(必須)
- ☐ 都市整備課(道路法面を埋める場合など)
- ☐ 都市計画課(開発行為等が伴う場合)

(提出締切の注意点)

農振除外申出の提出は、2月、5月、8月、11月の末日(最終日が土・日、祝日の場合は、直前の市役所営業日)までですが、地域計画変更申出書の提出締切は、除外申出よりも前の、同月15日です。

地域計画変更の申出が15日までに提出されていないと、農振除外の申出も受け付けできませんのでご注意ください。